

愛知県障害者自立支援協議会について

1 障害者自立支援協議会の法定化

平成 18 年度から愛知県障害者自立支援協議会開催要領に基づき開催してきた「愛知県障害者自立支援協議会」については、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）が平成 24 年 4 月 1 日より一部改正され、「自立支援協議会」が法律上位置付けられたことに伴い、新たに設置要綱を定める。

自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する。

2 障害者自立支援協議会設置要綱について

平成 23 年度までの開催要領との主な相違点は以下のとおり。

	設置要綱	開催要領
(1) 協議事項	<p>(1) 県内における関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議と課題の情報共有に関すること。</p> <p>(2) 各圏域の障害者等の支援体制に係る課題整理と、社会資源の開発、改善に関すること。</p> <p>(3) 市町村の障害者等相談支援体制に関すること。</p> <p>(4) 障害者等相談支援従事者の人材育成に関すること</p> <p>(5) 専門的分野における支援方策について情報及び知見を共有・普及すること。</p> <p>(6) 障害福祉計画の作成、変更及び進捗状況に関すること。</p> <p>(7) 本協議会で協議した事項のうち、県の施策として検討すべき事項を愛知県障害者施策審議会に提言すること。</p> <p>(8) その他協議会において必要と認めること。</p>	<p>(1) 市町村の障害者等相談支援体制に関すること</p> <p>(2) 障害者等相談支援従事者の研修に関すること</p> <p>(3) その他障害者等の相談支援に関すること</p>
(2) 構成員	知事が指名する 任期 2 年	健康福祉部長が選任する (任期は定めず)
(2) 会議の公開	協議会の会議は、原則として公開する	(規定なし)

3 構成員

5 で述べる障害者施策審議会との役割分担により、両組織の構成員は極力、重複しないように人選を行う。基本的には施策審議会は各団体の代表者等を充て、自立支援協議会には県内各圏域の課題等を的確に把握する必要があることから、現場に詳しい各団体の実務担当者を充てることとする。

4 専門部会

相談支援体制整備部会については、全市町村に自立支援協議会が設置されたこと、及び平成 24 年度から圏域ごとの地域アドバイザーに加えて新たに専門アドバイザー制度を創設し相談支援アドバイザー制度の充実・強化が図られたことから一定の役割は果たしたと考えられる。

今後は、施策審議会でも意見が出されたように、他の個別課題についても協議を行う専門部会を設置することとし、従来の相談支援体制整備部会の拡充を図るため新たに地域生活移行推進部会を設置することとする。

地域生活移行推進部会では、地域生活のためのグループホーム・ケアホームなど居宅等の確保や相談支援の一層の充実などの課題を協議する。また、従来から実施している相談支援アドバイザー会議の自立支援協議会を部会の役割を補完するものとして位置づける。



※相談支援アドバイザー会議は、スーパーバイザー、各圏域の地域アドバイザー及び福祉相談センターを構成員として障害福祉課が年 4 回程度開催し、圏域の課題、相談支援体制整備の検討などを行っている。

※地域生活移行推進部会の委員は、会長が指名する。

5 障害者施策審議会との関係

別添イメージ図（施策審議会承認済み）のとおり。

自立支援協議会（部会を含む）は、各圏域の課題のうち障害者の支援体制に関する事項について、障害保健福祉圏域会議、相談支援アドバイザー会議から報告された課題を中心に、地域の実情に応じた障害者への支援体制の整備について協議を行い、各圏域の課題解決のための助言を障害福祉課等に対して行うが、そのうち県の施策として検討すべき事項は施策審議会へ検討結果を報告する。

また、障害福祉計画については、各市町村のサービス利用実績、地域移行の数値目標の進捗状況を自立支援協議会を通して施策審議会へ報告する。

6 会議の公開

自立支援協議会は、「審議会等の基本的取扱いに関する要綱」の附属機関に類する会議に該当するため、同要綱で法令等又は条例により非公開とされている場合を除き、原則として会議を公開するとされている。また、開催日時、開催場所、議題、傍聴定員及び傍聴手続等については、事前に公表する。